## 個人情報保護同意書

母子健康手帳交付時

芦屋町では個人情報保護法に基づき、母子保健事業(母子健康手帳交付、妊婦健診、 乳幼児健診、予防接種、相談、訪問等)で知り得た個人情報は、町が責任をもって管理 します。

また、生まれてくるお子さんの健やかな成長と子育てを支援する為に個人情報を活用して町が下記のことを行います。

- ①妊婦さんに対して、母子健康手帳交付後から出産まで(およそ妊娠5カ月ごろ。必要があれば8カ月も。)の間に、体調伺いの電話をします。連絡がとれなかった場合、手紙、訪問をする場合があります。
- ②保護者に対して、手紙、電話で母子保健事業の案内をする場合があります。
- ③発育や発達で心配なことがあるお子さんの保護者に対して、電話、手紙、訪問で様子 を聞く場合があります。
- ④健診や予防接種をあまり受けていないお子さんの保護者に対して、電話、手紙、訪問で健診や予防接種の案内をします。どうしても連絡がとれない場合、保育所、幼稚園を通じて保護者に連絡をする場合があります。
- ⑤出生届、保育所や幼稚園の情報等を必要に応じて確認する場合があります。また健診、 相談、訪問等の結果必要であれば、保育所、幼稚園、その他関係機関へ情報提供をす る場合があります。
- ⑥里帰りや転出する場合必要に応じて、健診、相談、訪問等の情報を里帰り先や転出先 に提供する場合があります。

以上のことについて、同意をいただける人は記入をお願いします。

	年	<u>月</u>	<u> </u>
氏名			